議案第141号

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に 関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化 等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に 関する条例(平成25年さいたま市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (住居等の居室の利用世帯等) (住居等の居室の利用世帯等) 第8条 [略] 第8条 [略] 2 事業者は、住居等サービスとして提供する住居 2 事業者は、住居等サービスとして提供する住居 等における一の居室の専用部分(収納設備及び台 等における被保護者等1人当たりの居住のための 所、食堂、集会室等の多数人で共用に供する部分 居室の専用部分(収納設備及び台所、食堂、集会 を除く。)について、床面積を7.43平方メー 室等の多数人で共用に供する部分を除く。)につ トル以上かつ空間の容積を15.603立方メー いて、床面積を4.5平方メートル以上かつ空間 トル以上(2人以上の被保護者等が属する世帯に の容積を9. 45立方メートル以上とするよう努 一の居室を貸し付け、又は利用させる場合にあっ めなければならない。 ては、当該被保護者等1人当たりの床面積を4. 95平方メートル以上かつ空間の容積を10.3 95立方メートル以上)とするよう努めなければ ならない。 「略] 3 「略] 3

附則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。